

Fresh 2008

この春、図書館のスタッフに加わった新メンバーの自己紹介です。
なんと18年ぶりの男性館員です。どうぞよろしくをお願いします。

4月から図書館に勤めることになりました
撰正弘です。苗字は「えらぶ」と読みま
す。なんでも図書館に男性の新人が入るのは
18年ぶりだそうで、18年前という僕が小学
校に入学する以前の話です。長いですね。

学生時代は乗馬サークルに所属していま
した。学校に馬がいなかったので、暇
なときに郊外のクラブへ行って乗っていま
した。そして最終学年になってから何故か長唄
研究会に入りました。それまで殆ど音楽経験
のなかった僕を温かく受け入れてくれた部員
たちにとっても感謝しています。

それにしても、音楽に詳しいわけでもな
く、情報学など図書館に関する学問を
専攻していたわけでもないこの僕が本当に音
楽図書館に採用されてよかったのか疑問は
ありますが、これまでの人生で「出会い」や
「縁」といったものは大切にしてきました。
きっとこの出会いにも理由があるのでしょう。

まだまだ頼りない新人で、カウンターに
入るときにはいつもドキドキしますが、
皆様にとって少しでも使いやすい図書館にな
るよう努力いたしますのでよろしく願いい
たします。

♪♪♪ 撰 正弘 (えらぶ まさひろ) ♪♪♪

ご存知ですか？ 著作権

「…と言われても、ウーム」と、うなづいている人はいませんか？
音楽を学ぶ者として、基本的な知識だけでも身につけておきましょ
う。岡本薫氏は、著書『インターネット時代の著作権』¹⁾の中で、
「著作権は人権である」と述べています。²⁾「一読をお勧めします」。
さて、皆さんがある日、旋律を思いついて五線譜に書き留めた
とします。現在の日本では、作曲家であるなしかかわらず、どこか
に登録する必要もなく、自動的にその楽譜の作者は法律で保護され
ます。その法律を「著作権法」と言います。何を、何のために、ど
のように保護しているのでしょうか。

法律の条文は堅苦しいのですが、要するに、文化の発展を目的と
し、作家・作曲家・画家等創作で生計を立てている人、また、歌手・
俳優等の実演家や放送・出版等メディアに携わる人たちの人格的権
利と経済的利益を損ねないよう保証しているのです。この権利は、創
作の時に始まり、著作者の死後50年を経過するまでの間存続します。
利用者の立場からすると、死後50年を経していない人の著作物を複
製したり、上演したりするときには、著作者の許諾を得ないと法律
違反ということになります。でも、せっかく生み出された著作物
文化的所産も、利用されなければ次の創造につながりませんね。そ
こで、権利者の利益を損ねない範囲での「著作権の制限」の条項が
定められています。主なものに、「私的使用のための複製」(第30
条)、「図書館等における複製」(第31条)があります。この第31条
により、図書館資料は「必ず調査・研究目的であること」、「一著作
物全部は行わないこと」、「一著作物につき、一部であること」など
の決まりを守れば、著作権者の許諾がなくてもコピーすることがで
きるのです。ただし、図書館への申込書の提出が必要ですよ。
というわけで、図書館資料を館内でコピーするときには、必ず
「図書館資料複写申込書・誓約書」をレファレンスカウンターに提
出してください。著作権法の趣旨を理解して、資料を有効に利用し
てくださることを願っています。

市川啓子

(注) 岡本薫『インターネット時代の著作権—教育関係者のためのもの』の「人権」
2004年版(全日本社会教育連合会 2004) 請求記号●J101-920